

(令和6年10月1日 現在)

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

1 当認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口

電話 0475-30-0123 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 係長 葉山 勇気 (介護支援専門員)

南ユニット管理者 吉原 達徳

北ユニット管理者 吉川 枝里子

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の概要

(1) 当ホームの内容等

名 称	社会福祉法人 長生会 グループホームだるまさん
所 在 地	千葉県長生郡長生村宮成 3496
介護保険事業所番号	千葉県 1276800081 号

(2) 当ホームの職員体制

	勤務形態	南ユニット	北ユニット	業務内容
管理者	常 勤	1	1	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
計画作成者 (介護支援専門員)	常 勤	1 (1)	1	適切なサービスが提供されるように介護計画を作成する。
介護職員等	常 勤 非常勤	5 2	5 2	利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
看護師	非常勤	1		日常的な健康管理及び緊急時の対応を行う。

(3) 設備の概要

- ①建物構造・面積 鉄骨2階建2階部分 建築面積：137.16㎡延床面積：252.135㎡
- ②居室の数と面積 南ユニット8室 北ユニット8室(1室10.65㎡、1室11.38㎡、1室12.3㎡、13室13.8㎡押入れ、洗面台付き等)
- ③トイレの数 南ユニット4ヶ所 北ユニット3ヶ所
- ④浴室 南ユニット1ヶ所 北ユニット1ヶ所
- ⑤キッチン 南ユニット1ヶ所 北ユニット1ヶ所 (7.5㎡)
- ⑥食堂居間 25.5㎡
- ⑦ユーティリティー 南ユニット1ヶ所 北ユニット1ヶ所
- ⑧電 話 各部屋モジュージャックまで設備あり
(電話機、電話会社との契約は各自となります。)
- ⑨その他

3 サービス内容

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| (1) 食事 | 朝食 7 : 00 | 昼食 12 : 00 | 夕食 18 : 30 |
| (2) 入浴 | | | |
| (3) 生活の相談 | | | |
| (4) 健康管理 | | | |
| (5) 金銭の管理 | | | |
| (6) その他 | | | |

4 料金

(1) 基本分(介護報酬分)

状態区分	1日あたりの 自己負担額 (1割負担)	1日あたりの 自己負担額 (2割負担)	1日あたりの 自己負担額 (3割負担)
要支援 2	749 円	1,498 円	2,247 円
要介護 1	753 円	1,506 円	2,259 円
要介護 2	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護 3	812 円	1,624 円	2,436 円
要介護 4	828 円	1,656 円	2,484 円
要介護 5	845 円	1,690 円	2,535 円

- | | |
|---|--------------|
| ※ 初期加算（入所から 30 日間） | 30 円／日 |
| ※ 医療連携体制加算Ⅰ | 37 円／日 |
| ※ 認知症専門ケア加算Ⅰ | 3 円／日 |
| ※ サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6 円／日 |
| ※ 科学的介護推進体制加算 | 40 円／月 |
| ※ 口腔衛生管理体制加算 | 300 円／月 |
| ※ 協力医療機関連携加算 | 100 円／月 |
| ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 所定単位数の 11.1% |
| ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 所定単位数の 2.3% |
| ※ 入院時費用（入院後 3 月以内に退院見込みの場合 1 月に 6 日を限度） | 246 円／日 |

(2) 食材料費

(1日当たり) 2,040 円

(3) 共益費(水道光熱費等)

(月額) 16,000 円

(4) 家賃相等額

(月額) 40,000 円、50,000 円、60,000 円

(5) 預り金

契約締結時に 30 万円お預かり致します。なおこの預り金は退所時に精算の上お返し致します。

(6) その他の料金

- ア. レクリエーション材料費他実費
イ. 理美容代、介護用品等実費
ウ. 外出時における実費等

- ※ 外泊等の場合の食事代は、減免となります。ただし当日のキャンセルにおいてはいただ

きます。また、上記 (3) (4) については、月額をお支払いいただきます。

5 入退所の要件

(1) 入所の基準

- ① 要支援 2 以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療する必要があること
- ⑤ 契約を締結し、事業者の運営方針に賛同できること

(2) 契約の終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 他の介護保険施設等へ入院、入所した場合
- ② 介護認定区分が非該当(自立)、要支援となった場合
- ③ 入所されておられる方が死亡または被保険者資格を喪失した場合
- ④ 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに 60 日以内に退院できる見込みがない場合、または 60 日を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ⑤ その他
サービス利用料金の支払いを 60 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合、または施設や施設職員に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

6 当ホームの特徴等

(1) 事業の目的

本事業は、地域の中にある認知症高齢者グループホームで生活する認知症高齢者に対し、日常生活において家庭的かつ安全環境を提供し、残された能力を引き出し、利用者が感動でき、幸せを感じる生活を支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とします。

(2) 基本方針

本事業は、要介護者であって認知症の状態にある方について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにします。
また、入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めます。

7 当ホーム利用の留意事項

・面会

面会時間はご自由ですが、面会の際は受付にある面会簿にご記入下さい。また、防犯上の問題や入所されておられる方の生活がありますので、早朝、夜間の時間帯は極力ご遠慮下さい。

・外出・外泊

ご自由ですが、食事手配等の事情がありますのでお早めに日時、期間をご連絡下さい。

・飲酒

他の利用者に迷惑がかからない程度でご希望があれば飲酒できます。

・喫煙

喫煙所以外での喫煙はご遠慮下さい。

・設備、器具の利用

ご利用については必ず職員にお尋ね下さい。

・金銭、貴重品の管理

ご希望があれば、ご本人分を管理します。その際には、金銭受理、支払いの管理について、委任状をいただきます。

・宗教活動

信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対する勧誘等をご遠慮下さい。

・その他

ここに取決めのないことについては、随時協議をすることとします。

8 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

10 感染症・災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合も必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に努めます。

11 緊急時の体制

利用者に容態の変化等が生じた場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族等へ速やかに連絡いたします。

協力医療機関名	長生八積医院	長生診療所	古山歯科医院	もといハッピークリニック
診療科目	内科・外科	内科	歯科	内科・外科
協力医師	加藤 昌子	林 文明	古山 一浩	元井 敏江
緊急連絡先	氏 名			
	住 所			
	電話番号			
	続 柄			

12 非常災害対策

- ・非常災害の対応 : 防火、避難に関する消防計画の作成
- ・防災設備 : 自動火災報知設備、スプリンクラー、消火器、非常用照明、誘導灯
- ・防災訓練 : 総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的 to 実施
- ・防火管理者 : 小倉 清孝

13 契約解除（事業者からの申し出による契約解除）

契約者及び後見人並びに家族等が事業者や職員に対して禁止行為を繰り返すなど、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することができます。

《介護サービス利用にあたっての禁止行為》

- (1) 職員に呈して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、シルバーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットに掲載すること。

14 サービスについての苦情等

当ホームの苦情対応

電話	0475-30-0123	FAX 0475-30-1266
担当	係長 葉山 勇気	(介護支援専門員)

15 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長生会 グループホーム だるまさん
代表者役職・氏名	理事長 鈴木 勝幸
所在地・電話	千葉県長生郡長生村宮成 3496 0475-30-0123

16

他に経営する介護保険関連事業

- (1) デイサービスセンター だるまさん
- (2) ケアプラン だるまさん

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行いました。

事業者

所在地 千葉県長生郡長生村宮成 3496

名 称 社会福祉法人 長生会

氏 名 理事長 鈴木 勝幸 印

説明者

所 属

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

利用者代理人

住 所

氏 名 印